

業務指示書

Bangladesh国ダッカ-チッタゴン基幹送電線強化事業準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限： 2014年2月13日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 山崎 みさ Yamasaki.Misa@jica.go.jp

質問に対する回答： 2014年2月17日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の() に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者ま の共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員にはなれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：送電・変電・系統運用に係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括・送電設備）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：高圧基幹送電線の整備に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（バングラデシュ及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 系統計画・電力需要予測】

- 1) 類似業務の経験：系統計画・電力需要の予測に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（バングラデシュ 及び全途上国）での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 電力系統監視制御システム】

- 1) 類似業務の経験：系統監視制御システムの運用に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（評価せず）
- 3) 語学力（語学評価せず）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年2月21日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- (○) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
その他アジア・大洋州地域 における 33% とします。
なお、定率化方式の積算基礎となる現地業務期間中の直接人件費には通訳団員は含まれません。
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
現地再委託経費
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(BDT1 = 1.342 円, US\$1 = 102.46 円, EUR1 = 139.47 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、条件等は、以下のとおりです。
 - a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括・送電設備
系統計画・電力需要予測
電力系統監視制御システム

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

12.91 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年3月14日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

(1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

●変更により契約金が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表
 バングラデシュ国ダッカ-チッタゴン基幹送電線強化事業準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括・送電設備	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 系統計画・電力需要予測	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 電力系統監視制御システム	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	



1. 本業務の背景

バングラデシュでは電化率が約 62% (2013 年)、国民一人あたりの年間電力消費量が約 321kWh (2013 年) と低水準にある。また、近年の高い経済成長に伴い、2012/13 年度の電力供給能力は需要の約 8 割 (潜在ピーク時電力需要 8,349MW に対し最大供給実績は 6,350MW) に留まり、電圧や周波数の変動も大きいため恒常的に計画停電が実施されている。一方、今後電力需要は年率約 8.5% で伸び続け、2030 年には 33,708MW まで増加すると見込まれており、とりわけ電力需要が最も高く、需要の約 50% を占めるダッカ管区では深刻な電力不足が予想される。

現在、バングラデシュの総発電設備容量の約 7 割が国内産天然ガスに依存したガス火力発電所によるものであるが、近年の国内ガス需要の増加や国内産ガスの枯渇リスクの顕在化等により、発電燃料の多様化が求められている。バングラデシュ政府は増加する電力需要に対応するため「石炭火力発電マスタープラン」(2010 年) を策定し、チッタゴン管区に天然ガスや石炭などの輸入燃源の搬入深海港を整備し、これら輸入燃源を利用した発電所を建設していく計画である。今後もチッタゴン管区における発電設備の拡大が予測されるが、電力供給の増分を電力需要の高いダッカへ安定的に送電することが、バングラデシュの持続的な経済発展に不可欠である。

一方、既存の 230kV ダッカ-チッタゴン基幹送電線はチッタゴン管区で増加が見込まれる発電量をダッカ管区へ供給するには容量が不足しており、需給の調整を行う中央給電指令所も十分に機能していないため電力の安定的供給が困難な状況にあり、ダッカ-チッタゴン間の高圧基幹送電線の整備及び中央給電指令所の改修が喫緊の課題となっている。同マスタープランにおいても高圧送電線の整備・拡張を達成する目標が掲げられており、ダッカ-チッタゴン間の高圧基幹送電線は優先プロジェクトの一つとして挙げられている。国際協力機構(以下、「JICA」)はかかる状況を踏まえ、ダッカ-チッタゴン間の高圧基幹送電線に係るフィージビリティ・スタディを行うことで先方政府と協議を行い、Minutes of Meeting に署名している。

本協力準備調査は、上記状況に資する新規円借款案件の形成を目的とし(以下、「本事業」)、本事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境および社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

2. 本事業の概要

(1) 事業名

「バ」国ダッカ-チッタゴン基幹送電線強化事業

(2) 事業目的

本事業は、ダッカ - チッタゴン間に高圧基幹送電線を敷設し、中央給電指令所

を改修することにより、同国の電力の安定的供給を図り、もって同国の経済発展及び気候変動の緩和に寄与するものである。

(3) 事業概要

- 1) 400kV 送電線の敷設 (ダッカ - チッタゴン間)
- 2) 400kV/230kV 変電所の新設, 230kV/132kV 変電所の増設
- 3) 230kV、132kV の送電線の敷設
- 4) 中央給電指令所の改修
- 5) アクセス道路含む関連施設の整備
- 6) コンサルティング・サービス (詳細設計、入札補助、施工監理等)

(4) 対象地域

ダッカ管区、チッタゴン管区

(5) 実施機関

バングラデシュ送電会社

(Power Grid Company of Bangladesh Limited: PGCB)

(6) 本事業に関連する我が国の主な援助活動

- 1) 有償資金協力: ハリプール新発電所建設事業 (2007、2009)、中部地域配電網整備事業 (2009)、農村地域配電網整備事業 (2010)、ベラマラ・コンバインドサイクル火力発電所建設事業 (2013)、全国送電網整備事業 (2013) 等
- 2) 技術協力: 電力政策アドバイザー派遣 (2006~2014)、石炭火力発電マスタープラン調査 (2009)、省エネルギーマスタープラン策定プロジェクト (2014) 等

3. 業務の目的

本事業について、当該事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境および社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査(以下「本調査」)を行うことが本業務の目的である。

4. 調査の範囲

本調査は、調査に関し「バ」国政府と合意したミニッツ「The Minutes of Meetings on the Mission for the Preparatory Survey on Dhaka-Chittagong Main Power Grid Strengthening Project」(2014年1月)に基づき実施される。コンサルタントは、「3. 調査の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 調査の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に記載の報告書を作成し、先方政府へ説明・協議を行う。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 円借款検討資料としての位置づけ

本調査の結果は、本事業に対する円借款の審査を JICA が実施する際、その検討資料として用いられることになる。本調査で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることになることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で十分に JICA と協議すること。また、本調査で検討・策定した事項が、「バ」国関係機関への一方的な提案とならないように、「バ」国政府と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。

ただし、本調査は円借款供与を約束するものではないことに留意し、「バ」国関係者に本調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう留意すること。

(2) 審査の重点項目

本調査の結果が円借款事業の審査の検討資料となるために、以下の項目については、結果の取りまとめに際して、JICA から基本的な基準、取りまとめの様式等を指示することがある。

- 1) 調達・施工方法
- 2) 事業費
- 3) 事業実施機関の実施体制
- 4) 操業・運営／維持管理体制
- 5) 運用・効果指標
- 6) 環境社会配慮

また、審査にあたり必要な項目を追加して調査依頼を行う可能性がある。

(3) 調査の工程

以下、「7. 成果品等(1)」で提出を求める各レポートに記載されるべき内容につき、「6. 調査の内容」の該当項目を示す。

- 1) インセプション・レポート (2014年4月上旬提出を想定)
6. (1)
- 2) プロGRESS・レポート (2014年6月中旬提出を想定)
6. (2) ~ (4)
- 3) インテリム・レポート (2014年9月中旬提出を想定)
6. (5) ~ (18)
但し、(6)、(7)については開催の時期も含めプロポーザルの中で提案し、終了後に提出期限の一番近いレポートの中に纏める。
- 4) ドラフト・ファイナル・レポート (2014年11月中旬提出を想定)
6. (19)、(20)
- 5) ファイナル・レポート (2015年2月下旬提出を想定)

上記のレポート作成にあたって、実施機関等に対応を求める事項などを取りまとめて JICA に提出する。提出時期の設定に当たっては、JICA が内容を確認するための十分な時間を確保すること。

(4) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月公布)(以下、JICA 環境ガイドライン(2010 年 4 月))に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため、カテゴリ B に分類されている。JICA 環境ガイドライン(2010 年 4 月)に基づき、必要な調査・手続きを行う。

(5) 「バ」国政府内の事業承認手続き

通常、バングラデシュでの事業実施については、借款契約調印に先立ち、当該事業にかかるバングラデシュ国内政府での事業計画(Development Project Proposal: DPP)が承認されていることが必要となる。また、円借款資金はバングラデシュ財務省を通じて、実施機関に転貸されるが、その際実施機関と財務省の間で転貸契約書(Subsidiary loan Agreement: SLA)を締結することが必要となる。コンサルタントは円借款事業の円滑な実施のため、SLA の作成及び DPP 策定・承認に係る側面支援を行う。なお、本事業はバングラデシュ政府の公共投資事業形成・審査能力の強化、戦略的な年次開発計画の承認・運用、開発計画と公共投資事業における評価能力の強化を主な目標とした「公共投資管理強化プロジェクト」(技術協力、2014 年～2016 年)で提案される新たな DPP フォーマット・承認フロー利用のパイロットとなる可能性があるため、その場合は同プロジェクトの専門家チームと密な連携を確保し、プロジェクトにより新たに作成されたフォーマットやフローを把握したうえで DPP の策定・承認支援を行うこと。

(6) 高圧送電線の最適ルート

ダッカ - チッタゴン間高圧基幹送電線の最適ルートを検討するためにバングラデシュは 2012 年世界銀行の支援の下 F/S を実施しており、チッタゴン管区のアノワラ発電所からダッカ管区のメグナガット変電所を繋ぐ送電線ルートが提案されている。

JICA はこれをもとに「チッタゴン石炭火力発電所建設事業準備調査」(2012 年～2013 年)の中で、現在輸入石炭を燃源とする発電設備整備計画が進められているチッタゴン管区マタバリからアノワラへの送電設備を整備し、アノワラを経由してマタバリに建設予定の発電所からダッカへ送電することを想定していた。しかし、アノワラ発電所や関連施設の建設計画の遅延からアノワラ - メグナガットの送電線計画も遅延しており、マタバリからアノワラを経由したダッカへの送電計画の見通しが不透明であることを踏まえ、本調査では当該送電線の経由地点につき関連設備建設計画の実施状況を勘案の上で決定することとする。

さらに、ダッカ管区においてはメグナガット変電所からダッカ管区内への既存送電設備の容量などを系統解析の結果を踏まえて検討し、230kV, 132kV 送電線の敷設など必要に応じて提案を行う。

6. 調査の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の調査を行う。ただし、以下に示した以外に効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合にはプロポーザルにて提案する。

- (1) 国内準備作業及びインセプションレポートの説明・協議
 - 1) 既存の関連資料、情報、データを整理・分析・検討するとともに、詳細な調査内容及び工程を検討する。検討に当たっては、作業の効率性を十分に考慮し、JICA と十分に協議を行うこととする。また、現地で更に収集する必要がある関連資料、情報、データをリストアップする。
 - 2) インセプションレポートの説明・協議
現地調査の冒頭に、JICA が確認したインセプションレポートを実施機関であるバングラデシュ送電会社に対し説明し、調査方針、調査計画、内容につき了解を得る。
- (2) 事業の背景・経緯の確認
 - 1) 「石炭火力発電マスタープラン」(2010 年)などの上位計画や関連政策、「Feasibility Study Report for 400kV Anowara- Meghnaghat Transmission Line Project 2」(2013 年 4 月)の内容およびその実施状況、他ドナーの支援状況などを確認し、本事業の必要性・重要性を検証する。
 - 2) バングラデシュ全体におけるダッカ - チッタゴン系統の位置づけや電力潮流予測の確認及び中央給電指令所の現状と課題を調査し、調査対象送電線の重要性及び電力品質向上(周波数・電圧の安定)や系統安定に資する中央給電指令所改修の必要性を確認する。
 - 3) 上記を踏まえた本事業全体の必要性、妥当性を確認する。
- (3) 事業対象系統及び既存設備の現状調査
 - 1) ダッカ - チッタゴン間の電源開発及び送電計画のレビューを行う。
 - 2) 現状におけるダッカ - チッタゴン間系統の電力需給状況や産業電圧安定性・安定度などの系統信頼度状況、および関連する変電所設備の電力潮流・電圧状況を調査する。
 - 3) 産業構造の変化を考慮して、ダッカ管区、チッタゴン管区における将来の電力需要を予測する。
 - 4) 中央給電指令所システムの構成・減価償却時期・メーカー保証期間を調査する。

- 5) 1) ~ 4) を踏まえ、既存のダッカ - チッタゴン間の 230kV 送電線及び関係する変電所設備、さらにダッカの中央給電指令所の仕様及び運営体制に係る現況及び課題を確認する。

(4) 概略設計及び最適案の選定

予測した将来需要に基づき、潮流解析及び電圧安定性・安定度などの系統信頼度解析を行う。これに基づき、以下の項目を含む概略設計を行う。

- 1) 送電線の電圧階級及び電線の仕様
送電線の仕様の比較検討に際しては、一般送電線に加え、低損失電線も含め、電導効率、環境影響、コストなどの観点から検討し最適案を選定する。
- 2) 変電所の改良或いは増築計画及びその仕様（必要性が認められた場合）
- 3) 鉄塔の仕様
- 4) 送電線ルートの変更案及び最適ルート
送電線ルートにつき複数案を環境社会調査や二次データをもとに評価し工事費を概算の上、経済性・技術・環境社会配慮の観点から本事業に最適なルートを選定する。
- 5) 現状の系統の課題を考慮した施工方法
- 6) 電力品質向上や系統安定に資する中央給電指令所の仕様
- 7) 中央給電指令所を利用した系統運用体制改善に係る技術提案内容（系統運用体制に係る現状課題分析及び改善案・実施体制など）の提案。

(5) 本邦技術の活用

本調査において、バングラデシュが送電や中央給電指令所に関するサービスの改善に向け抱えている課題の中から、日本が国際的に比較優位を有する先進的な技術・制度・ノウハウ等によって十分な事業効果が期待できる分野を検討する。日本が比較優位を有する技術の具体的な仕様については以下の内容も含め、必要に応じ本邦企業にもヒアリングした上で特定する。その上で、バングラデシュにおける適応可能性、必要性、維持管理の可否、バングラデシュにおける入札制度と機材調達方法、輸出入規制などとの整合性の観点から実現可能性を十分調査し、必要性・妥当性が認められた場合本事業のコンポーネントや技術支援として具体的な提案を行うこと。

- 1) 低損失送電線
- 2) 系統安定化技術（過渡安定度監視機能要否の判断、信頼度監視、負荷遮断、発電遮断など）
- 3) 自動周波数制御（AFC）技術（比較的新しい発電機に導入することを前提とする）

(6) バングラデシュにおける本邦技術説明会への支援

本業務の期間中バングラデシュ国ダッカ市にて、実施機関の主催により本邦の送

電線・中央給電指令所技術への理解促進を目的とした技術説明会が開催される。更にコンサルタントは、本事業における本邦企業の技術の可能性につき検討し、該当する技術を有する日本の業界団体等が同説明会にてプレゼンテーションを実施できるように側面支援を行う。

想定される業務内容は以下の通りとする。業務実施に際しては、JICA 南アジア第四課へ適宜報告及び情報共有を行い、説明会にて収集した情報は報告書に反映する。

- 1) 本邦技術説明会のバングラデシュ国側主催機関に対する支援
 - a 開催目的、日程、内容等に関する打ち合わせ実施、プログラム作成等の支援
 - b 会場準備、資機材等に係る確認・手配
 - c 関係機関高官への出席促進、参加者の取り纏め
 - d 説明会資料の取り纏め、共有
 - e その他、参加者への各種伝達及び関係者間の連絡・報告・調整
- 2) 日本からの参加者に対する支援
 - a 説明会開催趣旨の説明、情報提供
 - b 本調査の背景、今後の事業実施の可能性等に係る情報提供
 - c 航空券、査証取得、安全管理、宿泊先、車両手配等に関する情報提供
 - d バングラデシュ国滞在中の参加者の誘導
 - e バングラデシュ国側関係機関との面談希望聴取、面談の設定
 - f その他、参加者への各種伝達及び関係者間の連絡・報告・調整

参加する本邦企業の直接経費（航空費、滞在費（日当）、宿泊費、保険料、経費、講師謝金等）については参加企業が負担するため、計上は不要である。また、会場準備や資機材等に係る経費は実施機関が負担する。それ以外の上記に係る一切の費用（コンサルタントの人件費等）については、見積書に積算することとする。

(7) カウンターパートの本邦招聘

日本国内の送電線・中央給電指令所活用の現場視察等を目的とするカウンターパートの本邦技術説明会を開催し、民間企業の有する本邦技術を活用している日本国内の事業の現場視察や本邦企業との協議などを行う。コンサルタントが行う具体的な業務は以下を想定している。

- 1) 受け入れ
 - a 航空券の手配
 - b 査証の手配(ただし、口上書の作成は JICA が支援)
 - c 来日時・帰国時の空港送迎
 - d 本邦における宿舍手配及び宿泊先への支払
 - e 保険加入手続き
 - f 参加者に対する来日時手当及び滞在費（日当）、諸経費の支給
 - g 招聘日程に基づく参加者の国内移動手配
- 2) 招聘プログラムの実施

- a 招聘日程及びプログラムの作成
 - b 本邦技術説明会における講師の手配
 - c 見学先・実習先の手配
 - d 視察資料の作成
 - e 本邦技術に関する講義・実習・見学の実施
- 3) 招聘プログラムの監理
- a 招聘日程に基づく参加者の引率及び本邦技術説明会における講義・実習・見学における通訳等
 - b 参加者への各種伝達及び招聘プログラム関係者間の連絡・報告・調整
 - c 引率・同行中の参加者の病気・怪我等緊急事態、各種トラブルへの初動対応

招聘プログラムの実施に関する直接経費（航空費、滞在費（日当）、宿泊費、保険料、経費、講師謝金等）については見積書に積算することは不要とし、契約交渉で協議する。それ以外の上記に係る一切の費用（人件費等）については、見積書に積算することとする。なお、会議費（会議費とは、招聘対象者が出席する飲食を伴う業務上必要な会議・会合における飲食関連費用のこと）の計上は認めない。

(8) 自然条件調査

上記概略設計を踏まえ、調査にて行う送電線ルート等の設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、具体的な測量、地質調査等の自然条件調査を行う。地形・地質調査については、現地再委託にて実施することを認める。

- 1) 気象調査及び水利・水文調査
対象：送電線ルート
・河川洪水位及び氾濫域に関する調査
- 2) 地形調査
対象：送電線ルート
・衛星写真による調査
- 3) 地質調査
対象：河川横断箇所
・ボーリング調査（各サイト2～3本×20m程度を想定）
・標準貫入試験

具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。なお、上記項目以外に必要なと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、理由と併せてプロポーザルで提案することとする。

(9) 本事業の計画概要

JICA との協議を踏まえ、以下の項目を含む事業概要を策定する。

1) 本事業の目的、必要性、妥当性

2) 主要施設の内容

計画の対象となる高圧基幹送電線、中央給電指令所、変電所その他付属設備について、その主要な諸元を計画する。段階的な実施の可能性があることから、主要施設については先方実施機関とも協議の上、優先順位付けを行う。

3) コンサルティング・サービスの内容

事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービス（詳細設計・入札補助・施工監理等）の内容とその規模（M/M）につき計画する。

(10) 送電線ルート、鉄塔

概略設計、環境社会配慮及び自然条件調査の結果を踏まえ、以下を作成する。

1) 送電線ルート図作成

2) 鉄塔の一般図の作成

3) 鉄塔基礎図の作成

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）を参照して設計総括表を作成し、JICA に対し適用すべき諸基準等の設計条件を説明し、確認を取る。

(http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/pdf/plan_man_01.pdf)

(11) 施工方法

概略設計された施設について施工方法を検討し、特殊な工法や調達方法に影響を与えるような工法（国際入札や特命随意契約が必要となる等）の有無について確認する。

(12) 環境社会配慮

1) バングラ政府の環境法令及び JICA 環境ガイドライン（2010年4月）に基づき、初期環境影響評価（IEF）案の作成を行う。環境アセスメント報告書案には、世界銀行セーフガードポリシー-OP4.01 Annex B に記載ある内容を含めることとする。また、作成に際し、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」を参考にす。また、相手国等と協議の上、JICA 環境ガイドライン（2010年4月）＜参考資料＞の環境チェックリスト案、モニタリングフォーム案を作成する。
(<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/pdf/guideline01.pdf>)

2) 環境アセスメント報告書に関する主な調査項目は、以下のとおり。

- a ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等）の確認
- b 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

- ・環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等¹
- ・JICA 環境ガイドライン(2010年4月)との乖離及びその解消方法
- ・関係機関の役割
- c スコーピング(事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施
- d 影響の予測
- e 影響の評価及び代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討
- f 和策(回避・最小化・代償)の検討
- g 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用等)(案)の作成
- h 予算、財源、実施体制の明確化
- i ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)

(13) 簡易住民移転計画案の作成支援

JICA 環境ガイドライン(2010年4月)に基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下 1)~12)のとおり。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。簡易住民移転計画案の策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。

- 1) 用地取得・住民移転の必要性
- 2) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- 3) 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
- 4) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- 5) 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- 6) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- 7) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- 8) 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等)の特定及びその責務
- 9) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- 10) 費用と財源
- 11) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- 12) 事業の初期設計及び生計再建対策の代替案に係る住民協議結果

¹ JICA 環境ガイドライン上、環境カテゴリが B、C もしくは FI であり、相手国法により EIA の承認が義務付けられている事業について、JICA が事業を行うことになる場合には、その事業の審査までに承認されることの必要性を協力準備調査で説明し、同承認作業が早期に行われるよう働きかける。

(14) 事業実施スケジュール

上記を踏まえ、調達手続きを含めた詳細設計／施工期間について、月単位のバーチャート（JICAの様式に基づく）により、計画を策定する。この際、送電線、中央給電指令所、変電所などの施工項目や本体施工以外の工程（EIAの作成・承認や住民移転、用地取得等を含む）を示した上で、最も効果的・効率的なスケジュールの妥当性を検討する。同様に、招聘事業についても招聘実施スケジュールを作成する。

(15) 事業の概略事業費

事業の概略事業費については、以下に従って積算を行う。

1) 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載しない。

a 本体事業費

b 本体事業費に関するプライスエスカレーション

c 本体事業費に関する予備費

d 建中金利

e コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）

f その他1（融資非適格項目）

- ・ 用地補償等
- ・ 関税・税金
- ・ 銀行手数料
- ・ 事業実施者の一般管理費
- ・ 他機関建中金利

h. その他2

- ・ 完成後の委託保守費
- ・ 初期運転資金
- ・ 環境管理計画の実施にかかる費用
- ・ 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用
- ・ 当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

このうち、下線部についてはその算出方法等を JICA から指示することがある。

2) 事業費の算出様式

事業については、別途 JICA が提供するコスト計算支援システム（Excel ファイル）の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

3) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009

年3月版)を参照する。

4) 積算総括表

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」を参照して積算総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

5) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を別添1に取り纏まとめ提出する。

(16) 本事業実施方法の策定

1) 本事業を円借款として実施する場合、調達方法を含む実施方法について整理する。また、その円滑な実施方法に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。特に事業実施に際しての以下の項目を含む調達方法のあり方については、考え方を整理して「調達方法(案)」として別途JICAに提出する。

a 「バ」国における類似事業の調達事情

- ・一般土木工事の入札と契約にかかる一般事情
- ・現地コンサルタント(詳細設計、入札補助、施工監理)の一般事情
- ・現地施工業者の一般事情(実績、所有する建設機材等)
- ・鋼材、セメント等必要な資材及び機材の調達事情

b 入札方法、契約条件の設定

- ・契約約款、契約条件書等の設定の基本方針など

c コンサルタントの選定方法

- ・ショートリストの策定プロセス
- ・コンサルタントのプロポーザル評価の承認にかかる権限・プロセスなど

d 施工業者の選定方針

- ・PQ: Pre-Qualification 条件の設定
- ・入札パッケージ(発注規模、工種別の発注等)の考え方
- ・入札段階(書類作成、評価等)の承認の権限、プロセスなど

e 契約マネジメント

施工中の設計変更への対応等、契約マネジメント上の留意点について、円借款事業または他ドナーの案件等の過去のトラブル事例を参考に調査・分析する。

f 反汚職計画

調達過程における透明性を獲得するための方策

- 2) 本事業の各期間におけるリスク分析を、過去の事例も参考に分析し、必要に応じて対策を提案する。過去の円借款における教訓等を確認すること。
- 3) 施工期間中の安全対策について留意点を検討・整理する。
- 4) 送電線、送変電施設、及び中央給電指令所の運営・維持管理方法について

提案する。

- 5) 技術支援の必要性を検討し、必要と認められる場合にはその内容について提案する。

(17) 事業実施・維持管理体制

「バ」国で実施されている、当該類似業務（電力事業）における実施体制や制度などを調査・把握し、本事業実施・維持管理に必要な体制を検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。

1) 事業実施体制の確認

- a 本事業に関係する各機関の機能と本事業における役割
- b 各コンポーネントの実施部局
- c 実施機関の財務（予算・支出、収支計算書、キャッシュフロー、貸借対照表）状況の分析
- d 実施機関及び主要な関係機関の組織構造・人員体制（組織図、役職・部署ごとの人数）
- e 実施機関、維持管理・運営機関、及び主要な関係機関の技術的・財務的能力
- f 維持管理費用とその収入源（キャッシュフロー分析）

2) 事業実施部局

- a 事業実施部局のメンバー構成（役職、人数、各役職の TOR）
- b 上記 2) a を達成するための人員雇用計画
- c 外部から人を雇用する場合は、その TOR・選定方法・選考・給与水準
- d 事業実施部局員のトレーニング計画の策定
尚、事業実施部局が複数ある場合は各部局につき上記の内容を検討する。

3) 維持管理・運営部局

- a 維持管理・運営部局のメンバー構成（役職、人数、各役職の TOR）
- b 上記 3) a を達成するための人員雇用計画
- c 外部から人を雇用する場合は、その TOR・選定方法・選考資格・給与水準
- d 維持管理・運営部局員のトレーニング計画の策定

(18) 本事業の評価

本事業を 1) 定量的効果、2) 定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標（運用・効果指標）を設定し、ベースライン値とともに本事業完成後二年を目途とした目標年の目標値を設定する。この他、定量的指標として受益者数、内部収益率（EIRR）を算出する。

なお、本事業については、定量的指標（運用・効果指標）として、①設備稼働率②需要地点での電圧降下③送電端電力量④送電損失率⑤停電回数等を想定している。

さらに、本案件では送電網の電力損失の低減や高圧変電所の整備などにより送電

ロスに伴う温室効果ガス排出量の抑制が期待できるが、本事業の送変電設備の効率化による温室効果ガス排出削減量につき国際協力機構気候変動対策支援ツール/緩和策(2011年6月)を用いて算定する。

(http://www.jica.go.jp/about/direction/globalization/mitigation_j.html)

(19) DPPの申請支援

5. (5) 記載の留意事項に基づき、本協力準備調査中に「バ」国側で手続きがなされるDPP策定に係る側面支援を行う。

(20) 転貸契約(SLA)案の作成支援

円借款資金はバングラデシュ財務省を通じて、実施機関に転貸される。コンサルタントは6.(17)fのキャッシュフロー分析で提案された転貸案件に基づきSLA案を作成する。なお、財務省から実施機関への転貸はタカ建てとし、為替変動やリスクは財務省が負うものとする。

7. 成果品等

(1) 調査報告書

調査の各段階にて作成・提出する報告書等は以下の通り。このうち本契約における成果品は6)のファイナルレポートとする。各報告書の「バ」国政府への説明・協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得ること。

1) インセプションレポート

提出時期：調査開始時(2014年4月上旬を想定)

部数：英文8部(JICA3部、「バ」国機関5部)

2) プロGRESSレポート

提出時期：第1次現地調査終了後(2014年6月中旬を想定)

部数：英文8部(JICA3部、「バ」国機関5部)

4) インテリム・レポート(環境アセスメント報告書案、住民移転計画案含む)

提出時期：第2次現地調査終了後(2014年9月中旬を想定)

部数：英文8部(JICA3部、「バ」国機関5部)

5) ドラフト・ファイナルレポート(環境アセスメント報告書案、住民移転計画案含む)

提出時期：第3次現地調査終了後(2014年11月中旬を想定)

部数：要約版和文3部(JICA)、英文8部(JICA3部、「バ」国機関5部)

6) ファイナルレポート(要約版、環境アセスメント報告書案、住民移転計画案含む)

提出時期：ドラフト・ファイナルレポート提出後の国内作業後
(2015年2月下旬を想定)

部数：

英文(製本版) 13部(JICA5部、「バ」国機関15部)

英文（簡易製本版）	3部（JICA、「バ」国機関）
英文（CD-R）	7部（JICA4部、「バ」国機関1部）
和文（製本版）	3部（JICA）
和文（CD-R）	5部（JICA）

※ファイナルレポートは、製本版が一定期間非公開となる情報を含むため、一定期間非公開となる情報を除いた簡易製本版を作成し、調査終了後速やかに公開するもの。一定期間非公開となる情報は原則以下のとおりであるが、具体的な削除対象箇所については、別途 JICA と十分に協議の上決定する。

- a コスト積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれるコスト積算関連情報。
- b 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報。
- c 民間企業の事業や財務に関わる情報。

（2） 報告書の作成・印刷仕様

ファイナルレポート以外の仕様は、A4版、タイプ打ち、両面コピー、章毎改ページの編集とし、簡易製本とする。ファイナルレポートの印刷仕様及び電子化の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」の通りとする。なお、仕様の詳細は JICA の指示に従うものとする。

（3） 収集資料

本件調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA 様式による収集資料リストを付した上で調査終了後 JICA に提出する。

（4） その他提出物

1) 議事録等

先方政府との各調査報告書説明・協議にかかる議事録（M/M）を作成し、JICA に速やかに提出する。また、JICA 及び調査団が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、3日程度のうちに JICA に提出すること。JICA バングラデシュ事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、10日前までに配布資料（各報告書の和文要約を含む）を JICA に提出すること。

2) 調査業務報告書

JICA の規定により、調査業務日誌を添付した月例の調査業務報告を翌月 15日までに JICA に提出する。

3) 概略事業費詳細

概略事業費の詳細を JICA へ提出する。

4) デジタル画像集

本事業実施前と、円借款による事業が完了するタイミングでの構造物・整備効果の対比を行うことができる現場写真を JICA へ提出する。

5) その他

6. (12) 住民移転や用地取得の生じた場合に環境アセスメント報告書、初期環境影響評価案、簡易住民移転計画案、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果、本邦招聘の業務指示書、DPP案、SLA案、中央給電指令所の運営体制に係る技術協力・招聘の業務指示書、概略事業費に係るコスト縮減の検討案及び6. (16)に基づく「調達方法(案)」の提出も要する。

上記の提出物のほかに、関連会議・検討会の開催時に必要な資料や各報告書の和文要約等、JICAが必要と認め報告を求めたものについて提示する。

(5) その他、調査報告書作成にあたっての留意事項

- 1) 各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- 2) 各調査報告書は、同国政府への提出に先立ち、事前に JICA に提出し、承諾を得ること。
- 3) 各調査報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- 4) 各レポートには、その内容の要点を記載したサマリーを加えること。ファイナルレポートについては、調査結果の概要を3~5ページ程度に取りまとめ、本文と色違いで和文要約、英文サマリーの最初の部分に入れること。
- 5) レポートの作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- 6) レポートが特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- 7) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- 8) レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

1. 業務工程

2014年3月下旬より業務を開始し、2015年2月下旬を目途にファイナル・レポートを提出する。但し、調査中の状況により必要と判断されれば、JICA及びバングラデシュ国側関係者と協議の上で変更することがある。

年	2014											2015	
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	
国内作業		□		□			□		□	□			
現地業務		■	■	■	■	■	■	■	■	■			
報告書		▲ IC/R		▲ P/R			▲ IT/R		▲ DF/R			▲ F/R	

IC/R: Inception Report, P/R: Progress Report, IT/R: Interim Report
DF/R: Draft Final Report, F/R: Final Report

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目安

合計 約 37M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な団員構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。また、記載の格付は目安であり、以下の格付を超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括/送電設備 (2号)
- 2) 変電設備 (3号)
- 3) 系統計画/電力需要予測 (2号)
- 4) 系統解析 (3号)
- 5) 給電設備 (3号)
- 6) 電力系統監視制御システム (3号)
- 7) 通信設備 (3号)
- 8) 組織体制 (3号)
- 9) 環境社会配慮 (3号)
- 10) 経済財務分析 (3号)

3. 相手国の便宜供与

カウンターパートの配置、関連情報、執務場所は「バ」国政府より提供。

4. 閲覧資料

- (1) 「石炭火力発電マスタープラン調査ファイナルレポート」(2010年3月)
(http://libopac.jica.go.jp/images/report/12019097_03.pdf)
- (2) 「 Bangladesh 人民共和国 石炭火力発電マスタープラン・フォローアップ情報収集・確認調査 ファイナルレポート」(2012年3月)
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000003383.html>)

5. 配布資料

- (1) 「チッタゴン石炭火力発電所建設事業準備調査 ファイナル・レポート」(2014年2月)
- (2) 「The Minutes of Meetings on the Mission for the Preparatory Survey on Dhaka-Chittagong Main Power Grid Strengthening Project」国際協力機構(2014年1月)
- (3) 「Feasibility Study Report for 400kV Anowara-Meghnaghat Transmission Line Project 2」 Bangladesh 送電会社(2013年4月)

6. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める。再委託については別見積もりとする。

現地再委託契約にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務の遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

- (1) 地形調査・地質調査
- (2) 初期環境影響評価・環境アセスメント報告書の作成
- (3) 簡易住民移転計画書案の作成

7. 調査用資機材

(1) コンサルタントに購入・輸送業務を委託する資機材
JICAがコンサルタントに購入・輸送業務を委託する資機材は現時点では特に想定していないが、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。なお、購入された資機材は、JICAより本コンサルタントへの貸与とする。本コンサルタントは、JICAの業務の一環として関連する会計規定を遵守した方法手段をとり、調査用資機材を調達する。

(2) JICAが別途購入し、本コンサルタントに貸与する機材。
特に想定していない。

(3) その他

調査に必要と考えられる設計用機材、簡易測定用機材等については、資機材等購送費（損料ベース等）で見積もり、計上する。

8. その他の留意事項

(1) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA/バングラデシュ事務所、在バングラデシュ日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

以上

別添1

コスト縮減の検討

当該円借款候補案件の概略事業費算出にあたっては、以下の(1)～(4)を踏まえ、コスト縮減策を検討する。同縮減策(含む効果など)については、JICAと協議し、その結果を「様式ア」にとりまとめることとする。

検討に際しては、外務省が公表している「ODAの点検と改善 2007」別添資料「ODAコスト総合改善プログラム」の趣旨を理解すること。

(1) 最適計画の策定

本調査において、施工方法、施工技術、契約方式等の各観点から標準的な実施計画とコスト縮減の可能性のある代替計画案を比較・検討しつつ、事業費を含めて最も効率的な最適計画を策定する。

1) 施工方法にかかる最適化

標準的な施工方法と、工期短縮などによりコスト縮減の可能性のある施工方法を比較・検討する。

2) 施工技術にかかる最適化

標準的な施工技術と、コスト縮減の可能性のある先進的な施工技術を比較・検討する。

3) 契約方式にかかる最適化

標準的な契約方式と、コスト縮減の可能性のある他の契約方法を比較・検討する。

(2) 附帯的施設の再検討

附帯的施設については、従来の標準的な規模や規格に対して再検討を行うとともに、場合によっては先方負担となる事業実施計画を策定することなどを通じてコスト縮減を図る。

(3) 事業計画の一部見直し

円借款候補案件の規模や機能の検討にあたって、従来の標準的な事業計画に対して一部見直しを行うことにより、効率的な事業計画となるようコスト縮減を図る。

(4) 適正な工期設定

円借款支援事業の完成まで適正な工期を設定することにより、コスト縮減を検討する。また、調達ロットについても、入札による競争原理を通じたコスト縮減を図るためのロット分けの方法についても、かかる工期設定の段階において「バ」実施機関と十分に協議し、検討することとする。

様式ア

プロジェクト名：〇〇〇国×××計画
調査実施期間：YYYY年MM月～XXXX年NN月
当初想定された総事業費：〇〇〇億円
コスト縮減策検討後の総事業費：〇〇〇億円

「計画段階及び設計手法に係る再検討」縮減コスト一覧：

施策番号	コスト縮減項目	縮減コスト (単位：億円)	別紙番号
イ) 計画段階に関する再検討 ① 3 援助手法の連携を通じた最適計画の策定			
イ-①-1	〇〇〇を〇〇〇とした	〇〇億円	
イ-①-2			
イ) 計画段階に関する再検討 ② 附帯的施設の再検討			
イ-②-1	〇〇〇を先方政府負担とする	〇〇億円	
イ-②-2			
イ) 計画段階に関する再検討 ③ 適切な工期の設定			
イ-③-1	〇〇〇の見直し	〇〇億円	
イ-③-2			
イ) 計画段階に関する再検討 ④ 適正な案件規模			
イ-④-1	〇〇〇の対象サイトの絞込み	〇〇億円	
イ-④-2			
ロ) 設計手法の再検討 ① 仕様・設備の合理化の徹底			
ロ-①-1	〇〇〇を〇〇〇とした	〇〇億円	
ロ-①-2			
ロ) 設計手法の再検討 ② 構造（設計の考え方）の再検討			
ロ-②-1	〇〇〇を〇〇〇とした	〇〇億円	
ロ-②-2			
合計			〇〇〇億円
コスト縮減率			〇〇.〇%

別紙 ※上記コスト縮減項目毎の要旨を様式イにとりまとめる（1頁以内）

様式イ

施策番号

コスト縮減項目：

案件名：〇〇〇国〇〇〇計画

概要：

【見直し内容】

1) 当初計画：

2) 見直し後：

【コスト縮減額】

縮減額 約〇〇〇円

【効果】

【比較図表類】

※見直し前と見直し後が分かる比較図表を適宜添付